



令和5年12月27日

箱根町記者発表資料

箱根町経営安定緊急融資の申込期限延長について

町では、原材料・仕入価格の高騰・急激な円安等の影響を受けた事業所へ、町独自の融資制度を実施しています。

このたび、次のとおり申込期限の延長をしますので、お知らせします。

原材料・仕入価格の高騰・急激な円安等の影響による融資

【内 容】

申込期限を令和5年12月31日から令和6年3月31日に延長します。

(参考) 融資制度の概要

原材料・仕入価格の高騰・急激な円安等の影響を受けた事業所への町独自の融資制度を実施しています。

※箱根町経営安定緊急融資（新型コロナウイルス感染症の流行の影響）をすでに利用されている方は、本融資を受けることはできません。

【資金用途】	運転資金、設備資金
【融資限度額】	3,000,000円
【融資期間】	3年以内（据置6か月以内）
【融資利率】	年利1.40% [固定]
【信用保証料】	町が全額補助します（100円未満切捨）
【利子補給補助】	1回目から12回目（1年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）
【取扱金融機関】	さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp